

令和7年第4回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和7年11月25日（火）

江東区教育委員会

令和7年第4回江東区教育委員会臨時会会議録

- 1 開会年月日 令和7年11月25日(火)午前9時30分
- 2 閉会年月日 令和7年11月25日(火)午前11時6分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗(教育長)、安部敏啓(教育長職務代理者)、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱(整備担当課長兼務)、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長(教育センター連絡調整担当課長兼務)、木内教育支援課長(教育センター所長兼務)、大田地域教育課長、吉木江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第49号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第50号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則
 - 日程第3 議案第51号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第4 議案第52号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
 - 日程第5 議案第53号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則
- 7 報告事項
 - (1) 小名木川小学校改築工事の変更について
 - (2) 令和8年度新1・7年生の学校選択一次結果について
 - (3) 令和7年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果について
 - (4) 令和6年度児童・生徒の不登校、いじめの状況について
 - (5) 令和7年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果について
 - (6) 令和8年度江東きつずクラブ事業運営委託事業者の選定結果について
 - (7) 江東区立図書館ビジョン(素案)について
- 8 協議事項
 - (1) 令和8年度学校用務業務の委託実施校について

9 審議概要

本多教育長

それでは、ただいまより令和7年第4回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。浅野委員、大久保委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第49号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第2 議案第50号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則、日程第3 議案第51号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則に関する規則の一部を改正する規則、日程第4 議案第52号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則、日程第5 議案第53号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則、これらは互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長

議案第49号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第50号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則、議案第51号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則に関する規則の一部を改正する規則、議案第52号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則、議案第53号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年11月25日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び29条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長

庶務課長。

瀧澤庶務課長

それでは、議案第49号から53号につきまして、一括して順次御説明を申し上げます。

今般御審議いただきます条例及び規則につきましては、10月の本委員会で御説明をいたしました特別区人事委員会勧告の実施内容につきまして、特別区長会と職員団体が勧告どおりに実施するという事で労使合意が整いましたので、そのための条例規則の改正となることと、併せて諸手当について規定整備をするものでございます。

まず、条例でございます。資料の1をお願いいたします。

改正内容でございますが、前回本委員会で御説明いたしましたとおり、月例給につきましては、公民較差を解消するために給料月額を引き上げるものでございます。

また、特別給につきましても、勧告どおり年間の支給月数を0.05月引き上げるものでございます。

特別給のうち、まず①令和7年12月期でございますが、本年度については12月期の手当で調整をいたします。

(ア)の期末手当では、それぞれ管理職以外の職員は支給月数を1.275月分、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は0.725月分といたします。また、管理職員は支給月数を1.1月分、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は0.6375月分とし、支給月数を0.025月引き上げるものでございます。

また、勤勉手当につきましても、同様の引上げを行うものでございます。引上げ幅は、期末手当と同様となっております。

次に、②令和8年6月期以降につきましてでございます。こちらは、来年度、令和8年度の6月及び12月の支給月数の取扱いでございます。

先ほど0.025月引き上げると申し上げましたが、来年度につきましては6月と12月、2回の特別給の支給となりますので、それぞれ0.0125月分ずつ引き上げるものとしてございます。

勤勉手当についても、同様の引上げとなっております。

以上が給与勧告に基づいた改正となっております。

また、教育公務員特例法等の改正に伴い、現在支給されている義務教育等教員特別手当について、校務類型を定めることとされましたので、条例の中で規定整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から、月例給につきましては4月1日に遡って適用いたします。

また、特別給に係る令和8年度、来年度以降の取扱いについては、令和8年4月1日より施行、教育公務員特例法等の改正に係る義務教育等教員特別手当関係は令和8年1月1日から適用いたすものでございます。

続きまして、資料の2をお願いいたします。議案第50号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正でございます。

改正内容ですが、東京都との均衡を踏まえ、教員特殊勤務手当について見直しを行うものでございます。具体的には、非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支給される手当でございます。

改正内容につきましては、2ページ以降に記載のとおり、勤務時間の要件が改正となるもので、週休日に終日程度というこれまでの勤務でしたが、それぞれ半日程度、また午後11時まで勤務をする場合とされていましたが、午後9時までという改正になってございます。また、金額についても引上げがなされるものでございます。

その他に記載のとおり、本改正につきましては特別区人事委員会の承認を前提とするものでございます。

以上が議案第50号の説明になります。

続きまして、議案第51号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正でございます。資料の3をお願いいたします。

これは、先ほど御説明をいたしました給与条例の改正を受けて、本年12月期の勤勉手当の支給月数を定めるための改正でございます。勤勉手当につきましては、具体的に支給月数は規則で定めるとされていることから、先ほど条例改正で御説明したとおり、支給月数を改正するものでございます。

また、併せて、社会情勢が変化する中、職務・職責をより重視した給与制度を実現するため、欠勤等に係る取扱いを見直すことになってございます。具体的には、私事欠勤等の日数による減額率が増となる変更でございます。

詳細につきましては、それぞれ御参照いただきたいと存じます。

以上が議案第51号の説明でございます。

続きまして、議案第52号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則でございます。資料の4をお願いいたします。

先ほど御説明しました条例の中では、業務の困難性その他の事情を考慮して校務の種類を定めることとしてございます。教育公務員特例法等の改正により、学校の教職員については主担任や副担任などの職務に応じて加算がなされることとなりましたが、幼稚園教育職員についてはそのような区分がなく、全ての園務が対象という改正になってございますので、支給額については変更ございません。こちらは、校務の種類を定めるということでの条例に伴う規則の改正でございます。

以上4件が私からの説明となります。その他に記載のとおり、本改正につきましては、条例可決及び特別区人事委員会の承認を前提とするものでございますので、よろしくをお願いいたします。

私からの説明は以上となります。議案第53号につきましては、指導室長から御説明いたします。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 資料5、江東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

内容といたしましては、これまで御説明いたしました幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、職員の昇格時対応号給表を改正するものでございます。

改正に当たっては、令和7年4月1日まで遡及をして適用することとなります。

この条例及び条例施行規則の施行予定日は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の施行日と同日である令和7年11月28日でございます。
説明は以上です。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第1、日程第2、日程第3、日程第4及び日程第5につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。
これより、報告事項に入ります。
初めに、報告事項1 小名木川小学校改築工事の変更についてを説明願います。
学校施設課長。

西尾学校施設課長 それでは、報告事項1 小名木川小学校改築工事の変更についてを御報告いたします。資料の6を御覧願います。

まず、1、変更理由でございます。現在行っております小名木川小学校改築工事におきまして、中段の写真にもございますとおり、掘削時にコンクリート構造物・れんが等の地中障害物が発現し新たに除去作業が生じたこと、また解体時に図面等には記載のないアスベストやアスファルト防水などが見付き、適切に除去する必要が生じたためでございます。

次に、2、変更内容でございます。変更の工事の内容につきましては、地中障害撤去、アスベスト撤去増、アスファルト防水撤去増に伴う変更でございます。なお、工期についての変更はございません。

次に、変更(予定)額でございます。概算で、令和7年度、1億2,562万円の増額でございます。

私からの報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。自分が教育委員をやらせてもらっている間、この手の改築工事は結構あったと思うんですけど、かなりの程度何か出てくるような印象なんですね。そういうものは、今の技術をもってしても事前にはなかなか見つけにくいものなのかどうかというのが知りたいという点と、多分既に入札で決まっている業者さんに対してそのまま地中の物の撤去の御依頼をしてこの額になったということなのかと思うんですけど、お見積りのな妥当性みたいなものは皆さんで御判断さ

れたという理解でいいのでしょうか。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 まず、1点目の地中障害の発現についてでございます。既存の校舎が建っている下にあるものと、壊しながら出てくるというような状況もありまして、あらかじめ分からないというところがございます。

また、過去に、既存校舎の前に、昭和の時代に木造の校舎の建っていて、恐らくその基礎ではないかというところと、その昔に建物等もございましたので、そういったものの構造物ではないかと推察をしているところでございます。

次に、2点目の金額のところでございます。これにつきまして、その金額の妥当性は考慮しての増額という状況でございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2 令和8年度新1・7年生の学校選択一次結果についてを説明願います。

学務課長。

瀧川学務課長 それでは、資料7を御覧ください。学校選択の一次結果について御説明をさせていただきます。

1ページ目には概要をお示ししておりまして、1番目には各欄の数値ということで表の見方をお示ししているところですが、こちらも実際に御覧いただきながらのほうがよろしいかと思っておりますので、ページをおめくりいただいて2ページ以降、いずれかの表を御覧ください。

一番上に学校名とあります。縦に学校名が並んでおります。その横には各項目の説明が入っておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、A、B、C、D、E、Fという各欄でございますけれども、まずAとBにつきましては当該通学区域の対象者の内訳でして、Aが通学区域内で当該学校に入学を希望する者の数でございます。Bにつきましては、そのうち、他校に行きたいと、例えば深川小から別の学校に行きたいとおっしゃっている方が何名いるという数字がBでございます。

さらに、Cですけれども、逆に当該学校に他の通学区域から入学を希望されている方の数がC欄でございます。

その隣がD欄でして、ここまでのA、B、Cを合計した数で、当該学校の最大の次年度の入学希望者数ということになってございます。現時

点で他校を希望している方を抜いていないのは、この後の動向によって自分の通学区域の学校を選択するという方も出てこられるものですから、A、B、Cを足した数をD欄としてお示ししております。

次に、E欄、F欄合わせてですけれども、これは基準となる学級、人数の数でございます。基準の学級数は、既に学校ガイド等でお示している当該学校の次年度の基準となる学級数です。これに32名を掛けた数が基準人数という考え方になっております。次年度の中学校も含めまして、1学級は35人学級が基準になるということは御承知かと思えますけれども、ここで32名としている理由は、1割程度余分を見ているということになるんですが、余分を見ている理由が、この後転入してこられる方、経験則でこの程度見込んでおくのが妥当だということ、9割程度の32名ということで基準人数を示しているところです。

例えば、2番目にある深川小学校などを見ていただきますと、基準人数が64名、これに対して希望している方を含めましても61名ということになりますので、ここは基準人数内に収まるということで抽せんの必要はなくなるということになります。

そのことが、学校選択の入学希望者数の人数の横にアスタリスクがついております。この学校が、小学校で言えば27校ございまして、ここについては抽せんを行いません。

一方で、基準人数の欄に数字ではなく横棒が入っているところがあるかと思えます。こちらは、収容対策上の理由で他の学区からの選択を認めていない学校になりまして、小学校では5校あります。

小学校に関しては、先ほどの抽せんの必要がない27校と選択を行っていない5校を合わせますと32校で、逆に言いますと46から引いた14校が抽せんの対象となるという考え方になります。

同じように、中学校も表は作ってございまして、中学校に関しましては全ての学校で抽せんが必要になるというような状況でございます。

1ページにお戻りいただきまして、2番の項目、抽せんとなる可能性のある学校数につきましては、今申し上げたとおりでございます。小学校では、若干抽せんを必要とする学校が増えたという状況でございます。

3番の今後のスケジュールです。先週にかけまして、一次選択の結果を見て、また皆様方、いろいろお考えいただいて、一定程度の変更の期間を設けました。その結果について、二次結果として、今週金曜日、28日に公表をいたします。

それから、12月9日、10日には公開抽せんを行いまして、ここで、まだ入学は決まりませんが、それぞれ選択を希望されている方の順位といいますか、自分の順番が分かるという形になります。それをもちまして、年が明けて1月、2月でそれぞれ小学校、中学校で最終的な繰上げ結果の公表を行います。

私からの説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。1点確認です。基準の人数なんですけど、32ということで、一旦暫定的にということ、これは例えば希望の全てが35人だった場合はどういう編成になりますか。1クラス編成とするのか、2クラス編成とするのかというのは、どんなふうにお決めになりますか。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 その辺りは、動向を見ながら、35名で収まるように調整をしながら、学校と相談しながら決めていく形になります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ルールで、その人数だとその分しか先生があてがわれないのかなと僕は思っていたので、相談の余地がないような気がしたんですけど、パンパンの1クラスじゃなくて少ない2クラスというということも相談でできるということですか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 学校は、その辺定期的に見ておりまして、最後の最後まで2クラスとなるのか1クラスになるのかというのはていねいにやり取りをしております。最終的な判断は、教員の異動も関わりますので、年明けをしたあたりで判断をしていただくことになります。

一方で、年度が明けて4月7日時点で2クラスだと思ったけど1クラスであったみたいなことがあった場合は、教員が過員となってしまうことがありますので、慎重にやり取りする必要があります。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ごめんなさい。ありがとうございます。ということは、あくまでも35を基準とせざるを得ないということですか。

本多教育長 35というのは、基本的には基準で、それを超えたらもう1クラスつくれるわけですね。ただ、これは年度当初なので、年度途中で大きくなった場合は、今は変えないんですね。昔はあったんですけど。35とい

うのは、クラスを変えていく基準になりますので、そのところは、さつき室長が説明したように、増えるのか減るのかというのは微妙なところでして、そこを事前にうまく判断してやる。今回も、この調査を基にさらに最終決定がされていきます。

基本的に、32というのは、先ほど学務課長から説明があったように、今後増えても学級数に増減がないようにするために32人に抑えています。基本的には、基準学級、Eというところが基準になると考えていただければいいかなと思います。

安部委員。

安部委員 ありがとうございます。何でがたがた言っているかという、いつも年度が終わりそうになっていくと、学校の管理職の先生方がすごくこのことで心を痛めているんですね。何とかならないかなとか、あと1人なんですとか、本当にどの学校の先生方も苦しんでいらして、実際パンパンのクラスで1年生を運営すると、やっぱり先生方は結構大変なんですね。御承知のとおり、僕が言うまでもないんですけど。なので、できるだけ余裕を持って、少ない人数を先生が見ていただいたほうが先生も目が行き届くわけですし、支援員の先生もフォローが利くかなと思うので、ぜひ考慮いただけたらうれしいなと思っています。

別件なんですけど、全体的に少ない学校があるなという印象で、臨海、枝川、辰巳、二辰、六砂、小名木とかは——小名木は今移転しているというのでどうしても一時的に減るかなというのはあるんですけど、特に他校希望が多い辰巳とか大島南央、六砂、南砂とかは具体的に何か検証されているかなというのが心配になっているんですが、どこを希望しちゃっているのかなとか、その辺は調査というか、できているんでしょうか。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 今お話のあった中ですと、例えば辰巳小学校ですと第二辰巳小学校への希望が多かったりですとか、南砂小学校ですと三砂小、四砂小への希望が多かったというところは事実として傾向が見て取れます。当然選択の理由までは詳細に1件1件お伺いしていないところではございますけれども、個別の御相談でありますとか、そういったことからしますと、やはり距離的な問題は大きいかなと思います。

特に小学校においては、実際にはこちらの学校のほうが直線距離でといますか、通う距離として近いんだということがあります。例えば南砂小学校でも、南砂町駅の周辺に新しい大きなマンションができますと、我々の特例のほうで学区を指定させていただくと。ただ、実際にこちらのほうが近いということでその選択をされるなどといったことがあります。

ます。

また、改築工事も個々に御判断されている理由の一つになっているのではないかというふうに推察しております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。毎年毎年こどもが増えてきて、マンションがぼんっと建っちゃったんで仕方がなく区割りを飛び地にせざるを得ないみたいなことは、自分も仕方がないというか、残念ではありますけど、そういう御対応をしてきていただいたというのは理解しているんですが、若干こどもが減っているような状況の区域もあるとすると、飛び地の調整とかを今回踏み込んだというか、本来の元の学区というんですか、に戻したような経緯はありますか。

本 多 教 育 長 学務課長。

瀧 川 学 務 課 長 今年度、来年度におきまして、学区域の変更というのは具体的には行っていないところです。

以上です。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員。

鈴 木 委 員 全体的な制度についてなんですけど、学校選択制度を採用されて長くなりました。これまでの間の総合的な評判というか、保護者の方の評判と、それから課題、改善点があれば教えてください。

本 多 教 育 長 学務課長。

瀧 川 学 務 課 長 確かに歴史があるということはこの間私も調べまして、平成8年、9年あたりで、国の規制緩和に伴って保護者の方、児童・生徒の選択肢というものを柔軟に対応するような通知が出たことに基きまして、区のほうでも検討し、平成9年から大幅に緩和をしていったということで、具体的には平成14年の4月から現行の学校選択制度が実施されているという経緯がございます。

成果と課題なんですけれども、まず1つは、保護者や児童・生徒の個別のニーズにお答えすることができているのかなということがございます。また、学校を選択できるということで、自分の通う学校、あるいは近隣の学校がどういった学校なのかということに興味・関心を持って事

前に調べることが一つ効果としても挙げられます。

一方では、学校側にとっても、選択される学校になろうという、そういったモチベーションにもなるのかなというふうに思っております。

また、これはいい結果が出た場合ですけれども、通学区域の偏りというのが是正される、調整される機能もあるのかなと思っています。

一方で、課題でございますけれども、通学区域が広域化する、選択肢が広がるということで、単純に通学に時間がかかったり、その間の危険といえますか、事故等のリスクが高まるおそれがあります。現状表面化していませんけれども、そういった心配が地域や保護者の方にも一定程度あるのかなとは思っております。

また、選択肢が広がることで、先ほどの通学区域の偏りの逆ですけれども、人気集中したりすると差が大きくなってくるようなこともあるかと思えますし、今回の中学校のように35人学級化しますと、またその辺りのバランスも変わってくるのかなというところで、今後につきましては、こどもの数の変化も今後予測されているところですので、全体でまたこの辺りの評価もしながら学校選択制度についても検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和7年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果についてを説明願います。

指導室長。

金 指 指 導 室 長 それでは、令和7年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について御報告いたします。

初めに、資料の8-1を御覧ください。

まず、調査の概要についてです。

調査の目的は、(1)に示しているとおり、本区独自の取組であるこうとう学びスタンダードの定着状況を把握し、その結果を基にさらなる授業改善を図ることにあります。

(2) 調査対象です。これまで全校児童・生徒を対象にしておりましたが、これまで一定の成果が見られたことにより、今年度から小学校及び義務教育学校（前期課程）5年生と、中学校及び義務教育学校（後期課程）の2年生、8年生を対象に実施をいたしております。

(4) 調査実施日につきましては、令和7年4月23日に実施をしております。

なお問題の内容としましては、前年度の学習内容となっており、結果については7月までに学校に返却し、個人面談等の機会を活用して保護

者にもお渡ししております。

続いて、報告書の内容になります。資料8-2、報告書のほうを御覧ください。

初めに、10ページ、小学校及び義務教育学校（前期課程）の状況についてです。

小学校は、全ての領域で全国の参考値を上回る結果となりました。また、昨年度の数値も、全ての教科で上回る結果となっております。

教科ごとの分析では、国語で「書くこと」の領域、算数では「図形」の領域が他領域に比べて正答率が低い結果となり、今後の授業改善に生かす必要がございます。

続いて、31ページをお願いします。意識調査の結果です。

例えば、「学校生活は楽しいですか」、「自分には、よいところがあると思いますか」、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」といったアンケート調査については、小学校では昨年度よりも高い結果が出ております。

続いて、中学校及び義務教育学校（後期課程）の状況についてです。34ページをお開きください。

教科全体の区平均正答率は、3教科全ての領域において全国の参考値を上回る結果となりました。しかしながら、昨年度と比較すると、国語では昨年度の区の正答率よりは低い状況がございます。

続いて、56ページを御用意ください。アンケート結果についてです。

「学校生活は楽しいですか」の項目に肯定的に回答している生徒の割合は90.8%となり、前年度と同等の結果となりました。「自分には、よいところがあると思いますか」、または「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対しても、昨年度より低い結果があり、改善が必要な状況となっております。

最後に、調査結果を生かした今後の改善についてですけれども、先ほどの資料8-1の後段にありますように、学校における授業スタイルの確立やタブレット端末を活用した学びの実現、スタンダード強化講師の効果的な活用などが挙げられます。

現在、学校ごとの結果分析とともに、こどもたち一人一人の定着状況を丁寧に見取った授業改善が行われております。

報告は以上であります。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。この取組って、江東区独自の取組かなと思っていたんですけど、時折資料の中に全国平均とか、そういう言葉が出てくるんですが、この辺はどう考えたらいいんでしょうか。問題と

かは、基本的には区独自で作って出しているのかなと思っていたんですけど、そうではないということでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 問題についてですけれども、始めた当初は区独自で問題なども作成しておりました。ある程度経過した中で、成果といいますか、基準となるようなものがあつたほうがいいのではないかというような見直しをしまして、問題についても全国で扱われているものを国語、算数、数学では扱っております。そうすることで、ほかの自治体との比較などもできるようになっておりますので、現在はそういった比較をしておるところです。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。実施学年を今回変えたということについてなんですけど、その辺はどういう理由からになりますでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 平成25年度からこうとう学びスタンダードの取組を始めています。その後、定着状況を検討するために平成26年度から調査を始めました。1年生を除く全学年で調査をしてきましたが、一定の検証ができたことから、令和7年度からは小5と中2に絞って調査をすることにしました。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。今回、以前僕が見落としていたかもしれないんですけど、資料がより精査されている感じで、先生方はこれを使っていろいろ気づきが多くなるんじゃないかなと思って、いいなと思ったんです。こうとう学びスタンダードとは言っていますが、実際にはスタンダード問題とチャレンジ問題というふうになっているかと思うので、何か一定の割合を決めているんでしょうか。国語なら国語で、そのうちのチャレンジ問題は2割にしようねとか、何かそういった定義はあるんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長　　まず、資料については、昨年度はこういった冊子で学校にもお示ししておりましたが、今年度からデータでの提供ということで、誰もがいつでも見やすいような工夫をしております。

問題の割合につきましては、ある程度教科でそれぞれ差がございますけれども、何割というところでは示していないところがあります。

本多教育長　　安部委員。

安部委員　　分かりました。15ページとかにグラフをお示しいただいていて、国語と算数については、大体25%ぐらいの子たちが正答率60%未満ということなんですよ。ということは、4人に1人が、60点が及第点か分からないですけど、60点未満だとすると、もうちょっと頑張らないといけないという部類に入るのかなと思うんですが、4人に1人というのはどんなふうに評価されていますか。

本多教育長　　指導室長。

金指指導室長　　もともとスタンダードはどの子も定着することを目指してはおりますけれども、調査問題につきましては全国で活用されているものもあり、全国の参考値と比べると江東区の結果はそれを上回っているので、おおむね問題に対して子どもたちの正答率は比較的できているというような認識をしております。

本多教育長　　よろしいでしょうか。スタンダードをずっと長く取り組んできた中で、先ほど安部委員から質問があった何で学年を限定したのかという部分についても、毎年毎年いろいろ検証してきた中で、このスタンダードの項目についてはどういう指導改善が必要かというのが、分析をし尽くされたという判断から実施学年を絞ることとしました。

同じように、スタンダードを身につけるためにはこういった授業改善をしましょうという取組をしていく。これを毎年毎年、小1を除く全部の子どもたちに対して調査していたんですけれども、子どもたちへの負担と学校への負担も考えた上であらかじめ見えてきているところについてはこれ以上データを取らなくてもいいだろうということで、思い切って小5と中2だけに実施することにしました。

小5と中2にしたというのは、今までのスタンダードをおおむねたくさん経験してきた子どもたちのデータが取れるということと、今後中3、小6になるというところで、今ここで調査しておくことでさらに上の学年に行くための授業改善に資することができるので、変えました。なので、その視点で、先生方の負担も減らしながら、よりピンポイントに子どもたちの改善を図ろうというところでやっているというのが一つあり

ます。

それから、今までは、安部委員がおっしゃったように、先生たちにスタンダードの問題を作ってもらってやっていたんですね。さらに、経年変化を見るということと、同一母体の変化を見るということで、同じ子どもたちの変容についてもデータとして比較していたんですね。

さらに言うと、スタンダードのことも、先生方が作ったものは経年変化を見るのが目的でもあったので、問題を変えずにやっていたんです。そうすると、問題が終わった後に全部回収しなきゃいけないということと、問題の中身を、秘密を漏らさないようにしなきゃいけないとか、様々そういったことがあったので、であるならばある程度スタンダードの問題が明確に入っていることと、チャレンジ問題が入っているということで、業者のテストを活用するということも可だろろうということ。

それから、実はスタンダードのテストって、先ほど室長からあったように、全ての子どもたちに身につけさせようということをやっていたので、どちらかというと基本に近い問題が多かったものですから、学習ができる子どもたちにとってみると比較的簡単なテストだったんですね。だとすると、やることの意義というか、その子の今後の改善していきたいポイントだったりとか、その子が今後自分でこれを勉強したいんだ、自分はこれが苦手だからこれを変えていこうといったときに、それにプラスになるデータもあまりないということもあったので、ちょっとチャレンジ問題を入れた一般的な問題にしたということなんです。

ただ、スタンダードは、先ほど来言っているように、全ての子どもたちに身につけさせたいことについて、そのための授業改善、指導改善をどうするかということなので、そこのところは漏れないようにしっかりとやっていきたいなとは思っております。

ちょっと長くなってしまいましたけど、以上です。

よろしいでしょうか。

鈴木委員。

鈴木委員　　今最後に室長に説明いただいた56ページの自分に対するアンケートって、この間もちょっと話題になりましたけど、学校生活、それから自分によいところがあるという、そんなに5年間変わっていないんですが、いじめのところは、「そう思わない」というのが少し減っているというふうに思っているんですけど、この辺はどのように評価されていますか。

本多教育長　　指導室長。

金指指導室長　　こちらについては、課題であるとは認識しておりまして、子どもたちがこういったアンケートに対しても前向きに回答できるように取組を進めていかなければいけないなというふうに思っております。

一方で、今年度の全国学力、中学校3年生で同じようなアンケートがあったんですけど、そちらは昨年度より上回っているような傾向がありますので、一概にこの学年だけで結果を見て取れないので、全体を通してこれからもいじめ対策を進めていきたいなと思っております。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 いじめ対策はすごく学校で力を入れていらっしゃるけど、個々に丁寧に説明されていると思うんだけど、パーセンテージからいくとなかなか厳しい結果が出ていると。僕、設間で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という「どんな理由」というのがちょっと引っかかって、うーんと思って、どちらかといえばそうかなというふうになるのかなと思うんですけど、その辺の設問の書き方というのはどうお考えですか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 こどもたちの本音というところではそういった回答もあるんだと思うんですけども、一方で、目指すべきは100%というふうに区の指標でも掲げておりますので、こういう聞き方であってもこどもたちがいじめはいけないよねと思えるようにしていきたいなというふうに思います。以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。とても大事な御指摘だと思いますので、しっかりと取組を進めていかなければいけないと思います。

いじめの定義というところ、そこにも課題はあると思いますし、ただ、こどもたちと向き合っているいろんなことを話し合っていくことが大事だと思うので、先ほど室長からあったように、中2と小5での結果がこれで、小6と中3の結果が、全国で同じような質問が出てきているというところで言うと、この数値を来年度こどもたちがどれだけ上げていくかということをしっかりを見ていく必要もあるのかなとは思っております。御指摘ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 令和6年度児童・生徒の不登校、いじめの状況についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、資料の9、令和6年度児童・生徒の不登校、いじめの状況

について御報告をいたします。

本調査は、各学校の前年度の不登校、いじめ等の状況について調査をしているものであり、本日お示しいたします結果も昨年度の区の状況のデータとなります。

まず、不登校の状況についてです。

(1) 不登校の定義についてです。昨年度1年間に30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気等を理由とする長期欠席児童・生徒は除いております。

続いて、(2) 調査結果の概要についてです。令和6年度の不登校児童・生徒数は、小学校及び義務教育学校（前期課程）では533人、出現率は2.08%で、前年度は2.14%でしたので、0.06ポイントの減少となっております。

次に、中学校及び義務教育学校（後期課程）は576人で、出現率は6.96%で、前年度の7.08%から0.12ポイントの減少となっております。

表の3段目、校内別室指導支援員配置校については、令和6年度は小学校13校、中学校13校に配置をしております。不登校児童・生徒数は、565人です。出現率は4.39%で、前年度は5.76%でしたので、1.37ポイント減少しております。

(3) の枠を御覧ください。これまでの取組についてです。令和6年3月に「KOTOこどもかがやきプラン（江東区不登校総合対策（第3次）」を策定し、不登校児童・生徒のみならず江東区で学ぶ全てのこどもが輝くための取組を推進しております。

なお、昨年度末のブリッジスクール在籍児童・生徒数については、資料掲載のとおり、3教室合わせて234名在籍で、前年度より9名増加しております。

(4) 今後の対応についてです。不登校児童・生徒の置かれている状況は多様化してきております。こうした状況を踏まえて、オンラインの活用やブリッジスクールなど、不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させてまいります。

続いて、もう1枚のいじめの状況についてです。

まず、(1) いじめの定義につきましては、資料に示してあるとおりです。

続いて、(2) 調査結果の概要についてです。いじめの認知件数は、小学校・義務教育学校（前期課程）では4,931件、中学校・義務教育学校（後期課程）では445件、合計5,376件であります。前年度より、小学校では352件増加しており、中学校では73件減少しております。

いじめの件数が小学校で増加していることにつきましては、学年別に

見ると、小学校1、2年生のいじめの認知件数の増加が大きく、理由としては「嫌なことを言われた」といったものが多く、各学校が軽微な内容もしっかり認知していることが挙げられます。

次に、いじめが解消しているものの割合については、小学校・義務教育学校（前期課程）では79.0%、中学校・義務教育学校（後期課程）では82.5%であり、どちらも昨年度より向上しております。

（3）これまでの取組についてです。本区では、平成30年3月に「江東区いじめ防止基本方針」、「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」を策定し、様々な対策を講じております。特に「Action 24」をテーマとして、教員そして子どもたちも気になることや困ったことがあればその日のうちに行動することを大切にし、早期発見・早期支援等を推進してきました。

また、リーフレット「「いじめ見逃し0」をめざす」を全校に配付し、いじめが起きた際の対応方法を示しております。

（4）今後の対応についてです。「Action 24」をさらに推進し、学校いじめ防止基本方針を正しく理解し、いじめを確実に認知するなど、早期発見・早期対応に努めてまいります。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。不登校については、別室指導ですとか、ブリッジスクールとか、いろいろやったださっているの、以前も教育長から話が出ましたけど、効果が出てきているのかなと思うのととてもうれしいです。ありがとうございます。

例えば、いじめのほうについてなんですけど、全体で見ると、中学校はまだしも、小学校ですと低学年、中学年、高学年というところと差異があるような気がするんですが、もう少し踏み込んで低学年、中学年、高学年で割合とか、特異的なものとか、何かあったりするんでしょうか。件数の比率とか、何か目立ったものがあれば教えてください。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 区のほうで分析しますと、低学年の1、2年生が小学校のいじめの約4,900件の割合を大きく占めているところがございます。学年が上がるにつれ減っていく傾向はありますけれども、その理由も子どもたちからはアンケートを取ってございまして、内容としては「嫌なことを言われた」とか、「すれ違いざまにぶつかられた」といったような、しっかりと聞けば何か理由があったりとか、お互いが謝ることで解消するよう

なものもありますが、そういった傾向が見て取れておりまして、学校がそういった内容も認知しているような状況であると認識しております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。もともといじめについては、教育長からも、このルールそのものもいろいろ考えなきゃいかんよねというか、こうじゃない考え方というんですかね、区独自として、先生の負担を減らす意味も含めて、何かこういう考え方でという切り口というか、不登校もそうなんですけど、区独自で考え方というか、何か検討とかはあったりするんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 区独自でといいますと、年2回いじめ問題対策連絡協議会ということをやりまして、各関係機関ですとか先生方に集まっていただき、いじめの対応や状況、これから目指すものを共有しております。目指しているものは、1件1件こどもの対応が違いますので、定義が広いことでいじめじゃないかと学校が苦慮する事例もありますし、重大事態というんでしょうか、いじめを起因に休みが長くなっている子や、命や金品などを脅かす状況があるようなものですとか、そういった傾向があるものは、早めに「A c t i o n 2 4」というキーワードで、こどもたちと学校と、それから教育委員会も関わって対応しましょうということで今やっているものが功を奏しているかなと思っております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。先ほどの低学年にどうしてもいじめが多い傾向というのは、本当に先生方が教えてくださっているからだと思うんですね。いじめってこういうものだよという。それで、分かって、じゃ、先生にこういうことがありましたと伝えたらそれはもう件数に入っちゃうみたいな負担があるのかなと思うんですけど、もう少し翻って、幼稚園でいじめってこういうものだよとか、これはいじめなんだよということは、何か指導はあったりするものですか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 先日も幼稚園の園長からそういったお話を聞く機会が推進プランのと

きにあったんですけれども、幼稚園では、こどもたちの日常の中でそういったトラブルが様々起きている中で、実際の経験を通してこう言ったら相手は嫌だよねとか、その場で振り返りをして謝ったりすることをしているそうです。

また、人権教育という観点では、幼稚園も行っておりました、こどもという観点から、教師もこどもたち一人一人を大切にしようという取組をしていると伺っております。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。前もっていろいろ少しづつ根っここのところから対応していただいてありがたいなと思っています。

1点だけ、ちょっと外れるかもしれないんですけど、今、文科省ですか、「学びの多様化学校」という推進がされていて、全国で幾つか、例えばお隣の江戸川とか足立とかもやっていた気がするんですが、その辺って本区においては検討といいますか、何か議題に上がったり、方針みたいなものは出ているものなんでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 そういった情報も把握はしておりますけれども、まず「学びの多様化学校」は不登校傾向にあるようなお子様がその学校に籍を移して、その学校に通うというような仕組みのものです。本区としまして、今校内別室指導支援員を全校に配置したので、籍を移してそういった特別な学校に行かなくても、学校の教室じゃないところで登校ができるというところで成果が見られております。それぞれデメリットやメリットがあると思うんですけれども、本区としましては校内別室で、まずはこどもたちの居場所の確保ですとか、多様な学びが確保できるようにしていきたいなと考えているところです。

以上です。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員。

鈴 木 委 員 いじめの解消しているものの割合の折れ線グラフを見ていたんですけど、5年から6年で解消率が上がっているというのは「Action 24」の成果が恐らく出ているんだろうなと思ったらよかったなと思うんですが、ちょっと折れ線が激しく動くんですけど、令和4年は解消している割合が少ないということですよ。高いということ？ 逆？

金指指導室長 令和4年は、解消が高いということになります。

鈴木委員 高いと。5年がぐっと下がると。この辺は何の影響だと評価しているんでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 資料の解消しているものの割合の右側の点線囲いの中にあるんですけども、解消の条件としましては、そういった行為が見られなくて、本人もいじめがないよという期間を少なくとも3か月を目安にしているということもあまして、いじめを認知したのが例えば年末ですとか、年明けぐらいになると、解消したとしても3か月まだたっていない状況なので学校が解消というふうに把握できないところがあります。

令和5年度に下がっているところについては、時期的に年末ですとか年明けに多く起きておりまして、そういった影響があるというふうに分析している状況です。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
大久保委員。

大久保委員 これまでの取組で、6番の出前授業、中学生が小学生に教えに来ていて、これを娘が受けて、人が嫌だと思ったらそれはいじめだよって今日中学生に教えてもらったよという話を娘としたので、お兄さんお姉さんから聞いた言葉は心に残ると思いますし、教えてくれるお兄さんお姉さんもそこでまた強く心に響くと思いますので、出前授業はたくさん続けていってけるとありがたいなと思いました。

本多教育長 ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。
今大久保委員がおっしゃられたことはすごく大事なことで、実はさっきの「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」というものもそうなんですけど、こどもたちが実感を持ってそうだと思うなければいけない。そのためには、こどもたちが主体的に取り組むいじめ防止というのはすごく大事で、先ほど江東区独自にと安部委員からもありましたが、うちが独自に進めているのはそこで、今じわじわと中学生が小学校に行って出前授業をしようというのは広がってきています。

それが大事かなというふうに思っています。

中学校のいじめがある程度頭打ちになって少し減ってきたというのは、中学生自身がそういった取組を小学生にしているということだったり、中学生は距離感がつかめているというところがある程度はあると思いますね。先ほど室長から報告があった低学年のいじめが多いというのは、距離感がまさにつかめない典型的なところで、ぶつかりながら学んでいく子どもたちではありますし、やっぱり自分が真ん中にあるのが低学年ぐらいの子どもたちなので、そこかなとは思っています。

先ほど安部委員から、先生方の負担軽減というところもありましたけれども、丁寧に小さいいじめも把握して解消につなげている、実はそこはそんなに負担ではないんですね。ただ、調査して報告しなきゃいけない負担というのはあると思うんですけど、そこをやっているから重大な事態にならないということだったりとか、先生方が意識を高く持っていることができるというのものもあるかなとは思っています。

それから、幼稚園からの話がありましたけど、幼稚園でちゃんと先生方が子どもたちの話を聞いて、どうなのと気持ちを整理してお互いに話をさせるとごめんねという言葉が出てきて、もうしないよと言って、もうしないでねというので終わるといふところがあるんですが、それを繰り返し指導していくことがとても大事なことで、小学校になるとそれがいじめ1件になっちゃうので、ドーンと数が増えてしまうというところがあると思います。それはまさにいじめの定義に問題があるので、そこをどういうふうにしていくかというところが一つあるのかなと思っています。

それから、先ほど安部委員からあった「学びの多様化学校」ですね、いわゆる昔不登校特例校と言われていたものですが、どんどん置こうという動きは国のほうであって、やっているところはありますね。東京都はさらにそれをちょっと柔軟にしたチャレンジクラスというものを置いていて、その辺のところもあるんですけど、実はこれ、課題があると思っています。「学びの多様化学校」は学校なので、教員の配置人数が決まっています、今は入っている子どもたちがどこも少ないので丁寧に見ているような感じはあるんですけど、その子どもたちが増えてくると35人で1学級とか、そうなってくると全く普通の学校と同じような形になってくるんですね。

さらに言うと、先ほど室長から説明があったように、例えばAという小学校で不登校になっていて、「学びの多様化学校」をつくってそこに行く、Aという学校を転校するんですね。籍を変えて行くので、もうその学校の子どもではなくなるわけですね。それがその子にとって精神的に負担を解除するとしてもいいものであればいいんですけども、なかなかそうじゃないところもある。ですので、今は柔軟な教育課程を校内別室である程度やっていることと、ブリッジスクールでも柔軟にやっている、その柔軟で今の学校に籍を置きながら戻りたいときに戻

れるよという状況を今大事にしていることで不登校の数が減ってきているというところもありますので、「学びの多様化学校」についてはちょっと状況を見極めて設置していかなければいけないかなという認識をしているところでもあります。

様々、先ほどの解消率のことも含めてですけれども、データを見ていくと、増えた・減ったというところもあるんですが、大事なのは一人一人の子どもたちをどう見ていくかなので、改めて各学校とはしっかり連携を図ってやっていきたいと思っていますし、11月がいじめ防止の「ふれあい月間」でして、今月不登校の数とかいじめの数とかもまた把握をしているところですので、その辺のところもしっかりと分析をしてやっていく。

それから、いじめについても、先ほど指導室長とも実は話をしてきましたけれども、各学校の好事例を共有できるような形にしていくための分析が必要だろうと思っていますので、その辺のところをさらに進めていきたいなと思っています。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項5 令和7年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、資料10をお願いいたします。

江東区きつずクラブでは、毎年登録児童の保護者を対象にきつずクラブに関するアンケート調査を実施しております。その調査結果がまとまりましたので、御報告いたします。

初めに、1の調査概要ですが、対象者は学校内・学校外全64クラブにおけるA登録及びB登録全ての児童の保護者となります。

調査期間は、令和7年8月1日から9月5日までの期間で、ウェブによるアンケートの実施を行いました。

アンケートの配付・回収ですけれども、1万524通の配付に対し、3,783件の回答をいただいております、回収率35.9%となっております。

次に、2の回答の傾向でございます。

初めに、(1)A登録の結果でございます。A登録の入会理由で最も多いのが「保護者が就労している」ということでございまして、その次に多いのが「学校の中で活動するので安心」という回答でございました。また、9割以上の児童にクラブを「楽しい」と回答いただいております、その理由としては「友達と遊べること」が最も多い状況でございました。

指導員の対応についても、96.9%に「満足」と回答いただいております。

ります。

自由意見としましては、きつずクラブ職員への感謝に関するものが最も多く、それに続きましてきつずクラブの利用に関する要望、規模、教室の広さ、空調等の施設に関する意見ということで続けております。

次に、(2) B登録の結果でございますが、こちらも9割以上の児童に、居心地のよさを感じて「楽しい」と回答いただいております。

指導員の対応についても、95.6%に「満足」と回答いただいております。

また、おやつについては、約8割の方が「現状の金額・内容でよい」という回答となっております。

自由意見としましては、きつずクラブ職員への感謝に関するものが最も多く、それに続いてきつずクラブの利用に関する要望、昼食・おやつに関する御意見が続いております。

3、今後の対応でございますが、きつずクラブの利用に対する要望の中では、外遊びや体育館で体を動かす機会の充実を求める意見が多くございましたので、体を動かすイベントの実施、また学校との連携により充実を図ってまいりたいと考えております。

また、食事・おやつに関する意見の中では、夏休み等の弁当提供に関する意見が多くございました。個数の多少に関わらず配送・回収ができるという事業者の選定等の問題がございまして、現在区としては実施しておりませんが、レトルトデイの設定ですとか、保護者グループによる宅配弁当の導入推進など、よりよい方法を検討してまいります。

続きまして、別紙の参考1を御覧願います。こちらは、アンケート実施結果の詳細版ということでございます。主な部分をピックアップして御説明いたします。

1ページ目、2ページ目はアンケートの実施概要とクラブごとの回答状況でございます。

3ページ目からは、A登録利用者のアンケート結果でございます。

6ページを御覧願います。

問4、きつずクラブが楽しくない理由につきましては、「友達が利用していない」、「遊びたいゲームやおもちゃ等があまりない」という回答が多くございました。

また、その他の意見としましては、友達との人間関係に関するもの、宿題や勉強をしたいのに周りがうるさい、本当は早く帰りたいなどの回答がございました。

問5、指導員の対応につきましては、大多数の方に「大変満足」、「おおむね満足」と御回答いただいておりますが、「少し不満」、「大変不満」と回答をいただいた方の御意見としましては、トラブル時の対応がよくなかった、保護者や児童への対応が厳しい指導員がいる、昨年度と指導員が替わって対応が悪くなったなどの意見がございました。

ています。

実際、きっずクラブは、区職と委託業者もありますよね。幾つかあると思うので、それらを混在してのアンケートとなると、実際にはもしかしたら違いがあるかもしれない。この業者さんのところのアンケート結果とこの業者さん、または区職と意外と違うなどかって、そういうことは分析されていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きっずクラブは全64クラブございまして、公営クラブは9クラブでございまして。公営・民営というくくりでの分析はしておりませんが、事業者ごとですとかクラブごとに回答の傾向はございまして、基本的には現場にフィードバックすることを基本としつつも、中には引っかかる意見等がございましたら個別に情報共有をしたりですとか、またきっずクラブ上がりの公営の職員を現在、放課後運営指導担当係長として配置しております。そういった職員が問題事案のあるところは特にですけれども、日々巡回指導をしているところでございまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。資料10の最後の今後の対応のところ、宅配弁当の導入推進とか検討と書いてあるんですけど、そこまで僕は要るのかなと思っていたんですが、これは本当にやる方向なんでしょうか。まだ検討中なんでしょうけど、今状況としてはどんな感じなんですか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 資料の最後にあります「よりよい方策を検討していく」ということにつきましても、区主導で宅配弁当を導入していくということよりも、現状課題もございまして、今の仕組みであります保護者グループの導入推進、相談があったときに丁寧な対応をするですとか、また保護者アンケートの中でも、レトルトデイといたしまして、御飯とレトルト食品を持ってくるとクラブで温め、御飯にかけて食べられるということで、保護者負担の軽減にもなっており、好評いただいているところはあります。その辺りを進めていきたいという趣旨でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

大久保委員。

大久保委員 資料10で、こどもの放課後をより充実させるため必要なことについて、「工作等のイベント増加」と「体力向上のプログラム」とあるんですけども、工作のほうはクリスマスとかだとクリスマスツリーを作ってみたりするのかなと思うんですが、「体力向上のプログラム」というのはどういうことをしているのか、しようとしているのか、教えてください。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 「体力向上のプログラム」ということでいいますと、クラブごとに様々ございますけれども、例えばサッカーですとか、ダンスですとか、外部の指導のできる方をお呼びして、回数は限られますけれども、直接プロの技ですとか、そういったものを体験できるようなイベントを実施しているところがございます。引き続き、予算の範囲内というところはございますけれども、充実させていきたいと思っております。

本多教育長 大久保委員、よろしいですか。

大久保委員 聞くと、きっずに通っているから体操に時間でいけないんだとか、ダンスも行けないんだという声も聞くので、今お聞きしたように外部の先生が来てくださるってとても楽しそうなので、進めていってくれたらなと思います。ありがとうございます。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 令和8年度江東きっずクラブ事業運営委託事業者の選定結果についてを説明願います。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、資料11をお願いいたします。

初めに、1の対象クラブ及び委託予定事業者を御覧ください。

今回の委託事業者選定対象クラブは、きっずクラブ辰巳、二辰、三大、南砂、有明西の5か所でございます。

事業者選定を行った背景といたしまして、きっずクラブ辰巳、二辰、三大、有明西につきましては既存運営事業者の来年度受託の辞退に伴う事業者変更によるもので、きっずクラブ南砂は区の行財政計画に基づき民営化を実施することによるものでございます。

委託予定事業者についてですが、きっずクラブ辰巳及び二辰は、株式

会社日本デイケアセンターに決定いたしました。当法人は、きっずクラブを初めて受託する事業者でございますが、他自治体におきまして学童クラブや放課後こども教室の受託実績がございます。

次に、きっずクラブ三大は、株式会社日本保育サービスに決定いたしました。当法人は、現在きっずクラブ4か所を受託している事業者でございます。

また、きっずクラブ南砂は、株式会社マミー・インターナショナルに決定いたしました。当法人は、現在きっずクラブ15か所を受託している事業者でございます。

最後に、きっずクラブ有明西は、株式会社パソナフォスターに決定いたしました。当法人は、現在きっずクラブを5か所受託している事業者でございます。

次に、2の選定方法を御覧ください。

(1) 委員につきましては、記載のとおりでございますが、5名の委員により審査を行いました。

(2) 第一次審査では、申込みがあった5事業者から提出された企画提案書に対しまして書類審査を行いました。

続いて、(3) 第二次審査としまして、書類審査を通過した全5事業者のうち、辞退の申出のあった事業者を除く4事業者を対象に現場視察調査やプレゼンテーションなどを実施し、最終的に総合評価点の最上位者を受託事業者として決定いたしました。

(4) 審査経過については、記載のとおりでございます。

2ページに進みまして、(5) 選定結果でございます。総合評価点は、第一次審査100点、第二次審査300点で、合計で400点満点としております。どの事業者につきましても、400点満点中基準と定める6割である240点を超える評価点を獲得しております。

まず、①きっずクラブ辰巳では、2事業者の申込みがありましたが、1事業者より第二次審査前に辞退届が提出されました。そのため、株式会社日本デイケアセンターを選定しております。

また、②のきっずクラブ二辰につきましても、日本デイケアセンターを選定しております。

③きっずクラブ三大につきましては、順位が一番高かった事業者が他のクラブを受託いたしましたため、第2位となった日本保育サービスを選定いたしました。

④きっずクラブ南砂につきましては、順位が一番高かったマミー・インターナショナルを選定いたしました。

最後に、⑤きっずクラブ有明西につきましては、パソナフォスターを選定いたしました。

3ページをお願いいたします。

(6) 選定理由についてでございます。きっずクラブ辰巳・二辰の日

本デイケアセンターは、プレゼンテーション及び質疑応答において、事業展開の方策、職員の配置・採用・研修計画、保護者との連絡・連携方法等がしっかりと示されており、現在他自治体でも放課後児童クラブと放課後こども教室を受託しており、安定した事業運営ができると考えております。

きっずクラブ三大の日本保育サービスは、プレゼンテーション及び質疑応答において全項目において高い評価となっており、職員の配置・採用・研修計画、保護者との連絡・連携方針などの3項目で満点の評価を獲得しております。また、現在本区の学校内4か所のきっずクラブを受託しております。安定・確実な事業運営実績がございます。

きっずクラブ南砂のマミー・インターナショナルは、全項目において高い評価となっており、職員の配置・採用・研修計画、保護者との連絡・連携方針などの5項目で満点の評価を獲得しております。また、現在本区の学校内・学校外合わせて15か所のきっずクラブを受託しております。安定・確実な事業運営実績がございます。

最後に、きっずクラブ有明西のパソナフォスターにつきましては、全項目において高い評価となっており、特にきっずクラブに関する考え方、保護者との連絡・連携方針については満点の評価を獲得しております。また、現在本区の学校内5か所のきっずクラブを受託しております。安定・確実な事業運営実績がございます。

最後に、3、今後の予定でございますが、資料に記載のとおりでございますが、令和8年4月からの運営に向けまして既存の運営事業者等との引継ぎをしっかりと行ってまいります。

報告は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。確認なんですけど、今の5か所の業者さんで、引継ぎが必要、つまり業者が変わってしまったところはどこになりますか。現状がこれで、同じ業者さんなのか、業者さんが変わるのかという意味では。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 今回の対象クラブの5クラブにつきましては、公営・民営を含めまして次年度の上で全部事業者が変更になるものでございます。
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。そうしたら、しっかりした引継ぎが必要だと思しますので、どうかよろしくお願いします。

2ページ目の三大のところなんですけど、1位じゃないところを選定された結果になっているじゃないですか。点数だけで物を見ちゃいけないのかもしれないんですけど、これを踏まえて御検討いただいたんだとは思いますが、これだけ見てしまうと何でというふうに言われかねないと思うので、もう一度ここだけ御説明というか、いただけますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きっずクラブ三大で1位となった事業者につきましては、この中にあります他のきっずクラブの受託をしております。事業者の意向としまして、次年度は新たに1クラブを受託したいということでございましたので、三大ではなく別のきっずクラブを受託するという事で三大を受託できないという状況があったものですから、第2位の事業者をお願いをしたというところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。では、この業者さんは幾つか出していて、自分たちのキャパとしては1つしかできないということで、そういう理解だったという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 そのとおりでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項7 江東区立図書館ビジョン（素案）についてを説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、江東区図書館ビジョン（素案）について御説明いたします。資料12と別紙1をお開きいただければと思います。

まず、項番1の策定経過でございますが、策定につきましては、学識経験者や図書館関係団体、公募区民等を委員とする「これからの図書館

サービスとこども読書活動のあり方懇談会」を令和7年5月から全3回開催し、意見の聴取を行ってまいりました。また、区民アンケートやワークショップ、学校へのヒアリングなどを通して、図書館ニーズの把握に努めました。それらの意見を踏まえ、庁内の策定委員会にて素案の取りまとめを行いました。

次に、項番2の素案のポイントでございます。別紙1の素案に詳しい内容を記載しておりますが、主なポイントについて御説明いたします。

まず、現状の図書館の課題につきましては、素案の21ページに記載しております。先日御報告させていただいた区民アンケートの結果などから、図書館サービスにおける課題を①から⑤までの5つの項目に分類しております。この5つの課題に対して、図書館の骨格として5つの柱を設定しております。

各柱につきましては、資料の23ページに記載をしております。

まず、1つ目が、「こども」でございまして、基本目標として「読書を楽しみ自らが学び考え、自分らしく生きる力を育む」としております。

2つ目が、「多様性・包摂・共生」でございまして、基本目標を「すべての人に開かれた読書環境と図書館サービスの充実」としております。

3つ目が、「学び・探求・安心の場」としまして、基本目標を「一人ひとりの学びと安心を支える」としております。

4つ目が、「地域・歴史・文化・郷土」としてございまして、基本目標を「文化交流・歴史継承・郷土愛を醸成する拠点として、地域をつなぐ図書館」としております。

5つ目が、「図書館DX」でございまして、基本目標を「DXを活用した積極的な情報発信と利便性の向上」としております。

これら5つの柱を基本理念としまして、図書館としましては、左側に書いてあります「集い、学びが深まる、知と安心の図書館」を基本理念として設定をしております。

次に、次ページの24ページには指標を記載しております。

まず、主要指標でございますが、読書率などは現計画の第三次江東区こども読書活動推進計画を継承するとともに、来館者数などにつきましては江東区長期計画及び教育推進プラン・江東の素案と共有をしているところでございます。

また、下の個別指標につきましては、各柱における取組の進捗を図るものとして設定しております。

本計画の推進につきましては、新たな評価方法としまして、区民等で構成する（仮称）図書館評議会を設置し、外部からの幅広い意見を聴取しながら運営を進めてまいりたいと考えております。

項番3及び4に記載しておりますが、今後は12月11日から実施するパブリックコメントの意見を反映し、素案から案としたものを再度本

委員会で御報告させていただいた上で、計画策定に向けて取りまとめる予定でございます。

なお、本内容をより分かりやすくしました概要版の作成も行う予定でございます。江東区立図書館が今後どのようなビジョンを描いているか、イラストや図表を活用し、手に取って読んでもらえるような冊子も作成する予定でございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。自分は比較的図書館に顔を出すようにしているつもりなんですけど、結構大人も子どももいらして、土曜日、日曜日しか自分はなかなか行けないんですが、先般は江東図書館へ行かせていただいて、こんなに人がいるんだなというぐらい活用いただいているので、基本的にはそんなに問題があると思っていない側です。それでもよりよくしていこうということで御検討くださって、ありがたいと思っています。

今回、よりよくみたいなものとは別に、何か新しいものがあるぜとかがあったら教えてほしいんですけど。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 満足度からも示すとおり、満足度が83%以上ありますので、委員のおっしゃるとおり多くの方々に満足していただいていると思います。ですが、これよりさらにレベルアップするという考えで、特に柱の1の「こども」につきましては、アンケートでも、本を借りる場所につきましては、学校図書館は多くの方々に借りていただいておりますので、学校図書館の貸出しの割合を上げるとか、そういった利用率を上げていく、または居場所をつくっていくというようなところに注力していければなというふうな内容にさせていただいております。

また、先ほど申し上げた安心の場というのが、居場所づくりの下では根幹でございますので、例えば図書館の職員のレベルアップで、図書館に来て、最初の印象として、また来たくなる図書館であるとか、図書館の職員に相談をすれば課題の解決について道が開けるであるとか、そういったところのスキルアップは必ずしていかなければいけないということを入れていっているところでございます。

また、併せて、「図書館DX」ということで今後やっていきたいのが、現行も行っておりますが、電子図書館につきましては、読書そのものになり変わるものではございますが、一番は取っかかり、図書館に行けな

い方々もたくさんおりますので、そういった方々に向けてであるとか、別室指導をされている方々に向けては非常に合うサービスでございますので、そういったところにつけて明確にコンテンツを上げていくとか、そういったところで力を注ぐような内容になってございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。自分が身近だからなんですけど、こども図書館で、元加賀学区から移動になってしまったことで、やっぱり身近にあると行くんですよ。身近にないと縁遠くなってしまうのはしょうがないことですので、その分電子図書ですとか、様々あるので、アピールをしていただいて、以前のアンケート結果でも、結局近隣の子はよく行くけど、ちょっと離れてしまうとなかなかというのは当然のこと、別に皆さんの努力があるとかないとかの話とは別だと思っております。ただ、図書館って別にずっといけばいいというものでもなくて、行くことが問題じゃなくて本を読むことが問題なので、そこにうまくリーチできるようにアピールしていただきたいなという気がしています。

資料の中の質問なんですけど、自分が不勉強で分からなかったんですが、8ページ目に「サピエ図書館」という言葉が出てきているんですけど、それはどういったものか御説明いただきたいです。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、障害者サービスの一環でございまして、全国で国立国会図書館がデータを集めておりまして、そこにアクセスすれば、各県であるとか、東京都であるとか、地方の図書館から集めた音訳サービスであるとか、そういった情報が「サピエ」というサービスを活用して、障害者の方々が活用できるようなものでございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。何度もすみません。「サピエ図書館」もぜひ進めていただければと思います。

12番目の所蔵資料集の表のことなんですけど、自分は腑に落ちていないというか、入ってこなかったんですが、蔵書数と貸出数というのは、国民1人当たりに対してということなのかなと思うんですけど、その理解で合っていますか。

本多教育長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 そのようになってございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 これは、区民1人当たりに対して、図書館で、例えば令和6年だと蔵書数が3.28冊あるよということだと思んですけど、電子のこともあるんですが、例えばこれって何か目標はありますか。5冊にしたいとか。

本多教育長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 明確な目標はございませんので、こちらは江東区のみとなっておりますが、23区であるとか近隣5区との比較を用いているような情報でございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

今説明があったのは、資料で言うと12ページの……。

吉木江東図書館長 12ページでございます。

本多教育長 ですよ。の蔵書数のところとなっております。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

これより、協議事項に入ります。

協議事項1 令和8年度学校用務業務の委託実施校についてを議題といたします。本件について、事務局より説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、令和8年度学校用務業務の委託実施校について御説明をいたします。資料の13をお願いいたします。

区立小・中学校、幼稚園の用務業務につきましては、江東区行財政改革計画や定員適正化計画により、職員の退職や再任用職の更新終了時に新たな職員の採用は行わず委託を進めてございます。

今年度末で、再任用終了等により6名用務職員が減少するため、令和8年度から新たに記載の3校園につきまして委託を行うことといたします。

今後の予定につきましては、公募により委託事業者を選定し、来年4月1日より委託を開始いたします。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。本件について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして令和7年第4回江東区教育委員会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。